6　第一項の託送供給約款制定事業者は、前項の小口部門原価を次の各号に掲げるいずれかの方法により、供給約款料金引下げ原資と選択約款料金引下げ原資に配分しなければならない。この場合において、供給約款料金引下げ原資と選択約款料金引下げ原資のいずれかに特定することができるものは、これをいずれかに特定して配分するものとする。

一　原資算定期間における供給約款及び選択約款のそれぞれの変更前料金収入額の比率による配分

二　原資算定期間における供給約款及び選択約款のそれぞれのガスの販売量の需要想定の比率による配分

三　前各号に掲げる配分の方法に類する方法であって届出事業者の事業活動の実情に応じた合理的かつ適切な方法による配分

7　第一項の託送供給約款制定事業者は、届出供給約款料金原価として、変更前料金収入額から供給約款料金引下げ原資を差し引いた額を算定し、様式第七第四表に整理しなければならない。

第十五条第二項中「第三条第一項」の下に「及び第十条の二第四項」を加え、同条第三項中「様式第七第二表」を「様式第七第五表」に改める。

第十六条中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の二第一項」を加え、同条の次に次の節名及び一節を加える。

第二節　供給約款変動額届出料金の算定

（変動額届出供給約款料金原価の算定）

第十六条の二　一般ガス事業者は、法第十七条第一項、第三項又は第六項の規定により供給約款で設定した料金（以下「現行供給約款料金」という。）を次項の規定により算定する原料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下同じ。）を基に変更しようとするときは、第二条から前条までの規定にかかわらず、石油石炭税変動相当額を基に変動額届出供給約款料金原価を算定することができる。

2　前項の一般ガス事業者は、石油石炭税変動相当額を、次の各号に掲げる方法により算定し、様式第七の二第一表に整理しなければならない。

一　石油石炭税法第四条の規定により石油石炭税を納める義務を負う原料又は製品に係るものは、同法第九条に規定する税率の変動に伴う単価変動額及び小口部門のガス販売量（現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価（現行供給約款料金を届出上限値方式による届出供給約款料金原価又は変動額届出供給約款料金原価により算定した場合にあっては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価（第十五条第二項において準用する場合を含む。）に係る第三条（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により策定されたガス需給計画のうち小口供給分に係る数値をいう。次号において同じ。）を基に算定すること。

二　石油石炭税法第四条の規定による納税義務者等から購入する原料又は製品に係るものは、同法第九条に規定する税率の変動に伴う当該購入契約に係る石油石炭税の単価変動額及び小口部門のガス販売量を基に算定すること。

3　第一項の一般ガス事業者は、前項により算定した石油石炭税変動相当額を、変動機能別原価として、従量原価に直課しなければならない。

4　第一項の一般ガス事業者は、前項の変動機能別原価を、変動小口部門原価として、小口部門原価に直課しなければならない。

5　第一項の一般ガス事業者は、前項の変動小口部門原価を、現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による配分方法（現行供給約款料金を届出上限値方式による届出供給約款料金原価又は変動額届出供給約款料金原価により算定した場合にあっては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価又は届出供給約款料金原価の第十一条（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による配分方法）に基づき、届出供給約款料金変動額及び届出選択約款料金変動額に配分し、様式第七の二第二表に整理しなければならない。

6　第一項の一般ガス事業者は、現行供給約款料金の算定時の供給約款料金原価、届出供給約款料金原価又は変動額届出供給約款料金原価（以下「現行供給約款料金原価」という。）に前項の届出供給約款料金変動額を加えた額を、変動額届出供給約款料金原価として整理し、様式第七の二第三表に整理しなければならない。

（供給約款変動額届出料金の設定）

第十六条の三　第十二条の規定は、前条の一般ガス事業者に準用する。この場合において、同条中「供給約款認可料金」とあるのは「供給約款変動額届出料金」と、「供給約款料金原価」とあるのは「変動額届出供給約款料金原価」と、「原価算定期間」とあるのは「現行供給約款料金の算定時における原価算定期間若しくは原資算定期間」と読み替えるものとする。

第十七条第二項中「別表第七」を「別表第十」に改め、同条第三項中「第十四条第一項」の下に「及び第十四条の二第一項」を加える。

第十八条第一項中「総原価又は届出総原価」を「総原価、届出総原価又は変動額届出供給約款料金原価」に改め、同条第二項中「総原価又は届出総原価の算定及び配分は、第三条から第九条まで（これらの規定を第十五条第二項において準用する場合を含む。）」を「総原価、届出総原価又は変動額届出供給約款料金原価の算定、配分及び料金の設定は、第二条から前条まで」に改める。

第十九条第一項中「第十六条」を「第十六条の三」に改め、同条第三項中「届出供給約款料金原価」の下に「及び変動額届出供給約款料金原価」を加える。

第二十一条第一項中「第六表補足まで」の下に「、様式第五の二から様式第五の三まで（第十条の二第一項の事業者に限る。）」を加え、同条第三項中「及び様式第七第一表」を「、様式第七第一表及び様式第八とし、第十四条の二第一項の事業者にあっては、様式第五の二第一表及び第二表（いずれも第十四条の二第四項の託送供給約款制定事業者に限る。）、様式第六、様式第七第二表から第四表まで、及び様式第八」に「様式第六、様式第七第二表」を「様式第五の二から様式第五の三まで（第十五条第二項において準用する第十条の二第一項の事業者に限る。）、様式第六、様式第七第五表」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　一般ガス事業者が、施行規則第十九条の三第四号又は施行規則第十九条の三の三第三号の規定により提出すべき書類は、様式第六及び様式第七の二とする。

別表第一第三表中「（器具販売益、ガスメーター賃借料等）」の下に「、第3条第2項の規定によるときは託送供給収入を含む。」を加え、同表中「及び第3条第2項の規定によるときは託送供給収入を含む。」を削る。

別表第三第四表中

「法人税・住民税		レートベース比	
営業雑益	需要家原価から控除		」を
「法人税・住民税		レートベース比	
営業雑益	内容に応じて控除	レートベース比により控除	機能別原価金額比により控除 」に

改める。

別表第四中

「LNG気化圧送・熱調原価	LNGの気化圧送原価及びLNG熱量調整原価	
LNG気化圧送原価	LNGの気化圧送設備の建設・維持・管理に関する費用	を
LNG熱調原価	ガスの熱量調整設備の建設・維持・管理に関する費用	」